

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期） サービス対価の算定方法

平成 30 年 2 月 9 日（修正版）

八 尾 市

目 次

第 1. 基本的な考え方.....	1
第 2. 支払の種類と算定方法.....	1
第 3. 算定基準	1
1. 建設・設備維持管理業務.....	1
2. 病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）	2
3. その他病院運営業務.....	4
4. その他費用	7
第 4. 支払方法	9
1. 支払日	9
2. 手続き	9
第 5. 減額	10
1. 基本的な考え方.....	10
2. 事業評価の実施.....	10
3. サービス対価の減額方法.....	10
4. 施設の利用可能性（アベイラビリティ）に基づく減額.....	10
5. パフォーマンスに基づく減額.....	12
第 6. 改善提案による措置.....	14
1. 基本的な考え方.....	14
2. インセンティブの対象及び評価方法.....	14
第 7. 対価の改定及び変更.....	14
1. 技術革新等によるサービス対価等の見直し.....	14
2. 物価変動に対する改定.....	14
3. 業務内容・範囲の見直しに伴うサービス対価の見直し.....	16

第 1. 基本的な考え方

八尾市（以下「市」という。）は、定期的にモニタリングを行い、業務要求水準書に定められた要求水準が達成されていることを確認した上で、八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）（以下「本事業」という。）に係るサービス対価を特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、事業期間にわたり支払うものとする。

なお、本事業は PFI 事業であり、事業契約書（案）に定める建設・設備維持管理業務、病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）、その他病院運営業務を SPC の責任で一体のものとして提供する。従って、市は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として、事業期間にわたり支払うものとする。

第 2. 支払の種類と算定方法

業務ごとのサービス対価の支払の種類と算定方法は、次の 4 タイプのいずれか、あるいは組み合わせとする。ただし、いずれもモニタリングの結果等により減額措置の適用を受けるものとする。また、市は、年 4 回、消費税を加えた金額を SPC に支払う。

- ・タイプ A（定額制）：契約時に合意した固定額に業務の変更を加味した額を支払う。
- ・タイプ B（需要変動制）：契約時及び診療報酬改定時等の交渉により合意した基準額または単価に、患者数や食数などの需要の多寡に応じた係数（単価契約の場合は数量）を乗じた額を支払う。
- ・タイプ C（従量制）：毎年度の市と SPC の協議により合意した単価に購入実績数を乗じた額を支払う。
- ・タイプ D（実績制）：大規模修繕実施時の実績額を支払う。

第 3. 算定基準

1. 建設・設備維持管理業務

建設・設備維持管理費は次の業務に対する費用で構成され、タイプ A として算定する。応募者は固定額を提案すること。ただし、（1）建物・設備維持管理業務のうち、事業期間内に発生する全ての修繕・更新費用（日常修繕を除く）については、タイプ D として算定する。応募者は修繕・更新に伴う額を提案すること。

- （1）建物・設備維持管理業務
- （2）外構施設保守管理業務

- (3) 警備業務
- (4) 環境衛生管理業務（環境測定業務）
- (5) 植栽管理業務

2. 病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）

(1) 検体検査業務

検査項目ごとに単価を定め、実績に基づき、タイプ B として算定する。

応募者は検査項目ごとの単価を提案すること。なお、当初定めた品目に変更、追加がある場合は、市と S P C が協議の上、単価を定めるものとする。

【算定式】

$$\begin{aligned} & \text{(当該月のサービス対価)} \\ & = \Sigma \{ (\text{検査項目別単価}) \times (\text{検査項目別検査件数}) \} \end{aligned}$$

※ S P C は検査項目別の単価表を四半期ごとに提出すること。なお、単価表に変更がある場合はその都度提出すること。

(2) 滅菌消毒業務

外来患者数、入院患者数、医事統計による手術件数の 3 つの指標に対して、それぞれ 5 つのレベルを設定し、その実績に基づき、タイプ B として算定する。

応募者は、基準額（レベル 3 の範囲にある場合の支払額）を提案するとともに、各レベルにおける支払の変動係数（A1, A2, A4, A5, B1, B2, B4, B5, C1, C2, C4, C5）とその設定根拠を下表に示す範囲内で、小数点第 2 位までの値を提案すること。

基準額に設定した各レベルにおける支払の変動係数及びその重みを乗じて、当該月のサービス対価を算定する。

【算定式】

$$\begin{aligned} & \text{(当該月のサービス対価)} \\ & = (\text{基準額}) \times 1/10 \times \{ (\text{外来重み:1.0}) \times (\text{係数 1}) + (\text{入院重み:1.0}) \\ & \quad \times (\text{係数 2}) + (\text{手術重み:8.0}) \times (\text{係数 3}) \} \end{aligned}$$

係数 1：外来患者数（月毎・日平均）

レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
患者数	625 人未満	625人以上 725人未満	725人以上 875人未満	875人以上 975人未満	975人以上
支払係数	A1	A2	1.00	A4	A5
提案の範囲	$0.8 \leq A1 < 1.0$	$0.9 \leq A2 < 1.0$	-	$1.0 \leq A4 < 1.04$	$1.0 \leq A5 < 1.06$

係数 2：入院患者数（月毎）

レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
実患者数	310 人未満	310人以上 320人未満	320人以上 350人未満	350人以上 360人未満	360人以上
支払係数	B1	B2	1.00	B4	B5
提案の範囲	$0.8 \leq B1 < 1.0$	$0.9 \leq B2 < 1.0$	-	$1.0 \leq B4 < 1.04$	$1.0 \leq B5 < 1.06$

係数 3：医事統計による手術件数（月毎）

レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
件数	800 件未満	800 件以上 850 件未満	850 件以上 1,050 件未満	1,050 件以上 1,100 件未満	1,100 件以上
支払係数	C1	C2	1.00	C4	C5
提案の範囲	$0.8 \leq C1 < 1.0$	$0.9 \leq C2 < 1.0$	-	$1.0 \leq C4 < 1.1$	$1.0 \leq C5 < 1.14$

(3) 食事の提供業務

提供食数に対して設定した 5 つのレベルについて、給食材料の調達費を含む一食あたりの単価を定め、実績に基づき、タイプ B として算定する。応募者は、以下の単価を提案すること。なお、ハーフ食、濃厚流動食、ミルク食（哺乳瓶のみ）は別途実績に応じて支払う。

- ・ 普通食（非加算食、離乳食）、特別食（加算食）、検食に係る単価
- ・ ミルク食に係る単価
- ・ ハーフ食、濃厚流動食、ミルク食（哺乳瓶のみ）のそれぞれに係る単価

応募者はメニュー作成、配膳等の管理業務にかかる費用は単価に含むものとし、各レベルにおける一食あたり単価（D1～D5、E1～E5、及びハーフ食、濃厚流動食、ミルク食（哺乳瓶のみ）のそれぞれに係る単価）とその設定根拠を提案すること。なお、当初定めた品目に変更、追加がある場合は、市と S P C が協議の上、単価を定めるものとする。

【算定式】

（当該月のサービス対価）

＝単価（普通食（非加算食、離乳食）、特別食（加算食）、検食）×（食数）
 ＋ 単価（ミルク食）×（食数）

※ S P C は食種別単価の単価表を毎年提出すること。なお、単価表に変更がある場合はその都度提出すること。

単価（普通食（非加算食、離乳食）、特別食（加算食）、検食）（月毎）

レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
提供食数	19,000 食未満	19,000 食以上 20,000 食未満	20,000 食以上 22,000 食未満	22,000 食以上 23,000 食未満	23,000 食以上
単価	D1 円／食	D2 円／食	D3 円／食	D4 円／食	D5 円／食

単価（ミルク食）（月毎）

レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
提供食数	1,900 食未満	1,900 食以上 2,150 食未満	2,150 食以上 2,650 食未満	2,650 食以上 2,900 食未満	2,900 食以上
単価	E1 円／食	E2 円／食	E3 円／食	E4 円／食	E5 円／食

(4) 医療機器の保守点検業務

タイプ A として算定する。応募者は固定額を提案すること。

ただし、事業開始後に整備・更新された医療機器が、公募時に公表された病院調達、S P C 調達の医療機器とメーカー、仕様、台数等が異なった場合は、その都度見直しを目的とした協議を行うものとする。

(5) 医療ガスの供給設備の保守点検業務

タイプ A として算定する。応募者は固定額を提案すること。

(6) 洗濯業務

品名ごとに単価とその設定根拠を定め、実績に基づき、タイプ B として算定する。応募者は品目ごとの単価を提案すること。なお、当初定めた品目に変更、追加がある場合は、市と S P C が協議の上、単価を定めるものとする。

【算定式】

$$(\text{当該月のサービス対価}) = \sum \{ (\text{品目別単価}) \times (\text{品目別洗濯量}) \}$$

※ S P C は品名別単価の単価表を毎年提出すること。なお、単価表に変更がある場合はその都度提出すること。

(7) 清掃業務

タイプ A として算定する。応募者は固定額を提案すること。

3. その他病院運営業務

(1) 医療事務業務

外来患者数、入院患者数の2つの指標に対して、それぞれ5つのレベルを設定し、その実績に基づき、タイプBとして算定する。

応募者は、基準額（レベル3の範囲にある場合の支払額）を提案するとともに、各レベルにおける支払の変動係数（F1, F2, F4, F5, G1, G2, G4, G5）とその設定根拠を下表に示す範囲内で、小数点第2位までの値を提案すること。

基準額に各レベルにおける支払の変動係数を乗じて、当該月のサービス対価を算定する。

【算定式】

$$(\text{当該月のサービス対価}) = (\text{基準額}) \times (\text{係数1}) \times (\text{係数2})$$

係数1：外来患者数（月毎・日平均）

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
患者数	625人未満	625人以上 725人未満	725人以上 875人未満	875人以上 975人未満	975人以上
支払係数	F1	F2	1.00	F4	F5
提案の範囲	$0.8 \leq F1 < 1.0$	$0.9 \leq F2 < 1.0$	-	$1.0 \leq F4 < 1.04$	$1.0 \leq F5 < 1.06$

係数2：入院患者数（月毎・日平均）

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
実患者数	310人未満	310人以上 320人未満	320人以上 350人未満	350人以上 360人未満	360人以上
支払係数	G1	G2	1.00	G4	G5
提案の範囲	$0.8 \leq G1 < 1.0$	$0.9 \leq G2 < 1.0$	-	$1.0 \leq G4 < 1.04$	$1.0 \leq G5 < 1.06$

(2) 物品管理・物流管理（SPD）業務

管理運営費（固定額）をタイプA、診療材料、医薬品、試薬等の管理対象物品の代金については、単価を定め、使用・購入実績に基づいてタイプCとして算定する。なお、当初定めた品目に変更、追加がある場合は、市とSPCが協議の上、単価を定めるものとする。

応募者は管理運営費（固定額）を提案するとともに、診療材料、医薬品、試薬等の調達額の抑制に対する考え方と、それに伴う予想調達金額を提案すること。

【算定式】

$$(\text{当該月のサービス対価}) = (\text{管理運営費}) + (\text{単価}) \times (\text{使用・購入数量})$$

※SPCは診療材料、医薬品、試薬等の品名別単価表を四半期毎提出すること。
なお、単価表に変更がある場合はその都度提出すること。

(3) 医療機器類の管理業務

管理運営費（固定額）をタイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(4) 医療機器類の整備・更新業務

医療機器類の整備・更新にかかる費用の抑制に対する考え方と、それに伴う予想金額を提案すること。代金相当額はタイプCとして算定する。

なお、SPCは、調達した医療機器類の検査を行った上で、市は、所定の期間内にSPCに代金相当額をサービス対価として支払う。

(5) 什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務

什器・備品の整備・更新にかかる費用の抑制に対する考え方と、それに伴う予想金額を提案すること。代金相当額はタイプCとして算定する。

(6) 総合医療情報システム等の運営・保守管理・整備・更新業務

システムの運営・保守（遠隔監視を含む）管理費用は、タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

システムの整備・更新を行う場合には、SPCから変更の内容及び費用、実施体制等の提案を受け、市と協議の上、支払金額を決定する。整備・更新費用はタイプCとして算定する。それに伴う予想金額を提案すること。

システム変更の結果、SPCの提案した方式で、追加機能要件を満たせない場合には追加ソフトウェアやハードウェア投資等をSPCの負担で行うものとする。

(7) 廃棄物処理業務

タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(8) 院内保育施設の運営業務

タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(9) その他業務（電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務）

電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務については、タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(10) 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）

SPCの独立採算業務とすることから、市からの支払は行わない。

(11) 危機管理業務

タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(12) 経営支援業務

タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

(13) 一般管理業務（マネジメント業務を含む）

タイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

4. その他費用

その他、S P Cの運営に係る費用、借入金の支払利息等に充当するための費用はタイプAとして算定する。応募者は固定額を提案すること。

なお、上記のほかに追加業務がある場合には、市とS P Cが協議の上、支払方法を定めるものとする。

業務区分		支払タイプ
① 建設・設備維持管理業務		
(ア) 建物・設備維持管理業務	運営	タイプA
	修繕・更新	タイプD
(イ) 外構施設保守管理業務		タイプA
(ウ) 警備業務		タイプA
(エ) 環境衛生管理業務（環境測定業務）		タイプA
(オ) 植栽管理業務		タイプA
② 病院運営業務（医療法に基づく政令8業務）		
(ア) 検体検査業務		タイプB
(イ) 滅菌消毒業務		タイプB
(ウ) 食事の提供業務		タイプB
(エ) 医療機器の保守点検業務		タイプA
(オ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務		タイプA
(カ) 洗濯業務		タイプB
(キ) 清掃業務		タイプA
③ その他病院運営業務		
(ア) 医療事務業務		タイプB

業務区分			支払タイプ
	(イ) 物品管理・物流管理（S P D）業務	運営	タイプ A
		調達	タイプ C
	(ウ) 医療機器類の管理業務		タイプ A
	(エ) 医療機器類の整備・更新業務		タイプ C
	(オ) 什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務		タイプ C
	(カ) 総合医療情報システム等の運営・保守 管理・整備・更新業務	運営・保守管理	タイプ A
		整備・更新	タイプ C
	(キ) 廃棄物処理関連業務		タイプ A
	(ク) 院内保育施設の運営業務		タイプ A
	(ケ) その他業務（電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務）		タイプ A
	(コ) 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）		-
	(サ) 危機管理業務		タイプ A
	(シ) 経営支援業務		タイプ A
	(ス) 一般管理業務（マネジメント業務を含む）		タイプ A

第4.支払方法

医療機器類の更新業務、総合医療情報システムの更新業務、建物・設備維持管理業務の修繕・更新業務を除き、原則として以下のとおり支払うものとする。

1. 支払日

算定された金額を、事業期間にわたり、年4回（原則5月、8月、11月、2月）、消費税を加えて支払う。消費税は円未満切捨てとする。

支払日	対象期間
8月	当該年度の4月から6月まで
11月	当該年度の7月から9月まで
2月	当該年度の10月から12月まで
5月	前年度の1月から3月まで

2. 手続き

支払手続きは以下のとおりとする。

- ・ S P Cは市に対して、毎月業務終了後7日以内に業務報告書を提出する。
- ・ 市は報告書の提出を受けた後、必要に応じてモニタリングを行う。
- ・ モニタリングの結果、モニタリング委員会での検討を経て、減額の必要がある場合には、モニタリング委員会開催後10日以内に、S P Cに支払額を通知する。
- ・ S P Cは支払対象期間経過後、支払額を集計し速やかに市に請求書を送付する。
- ・ 市は請求を受けた日から30日以内に支払を行う。

※提出期間は、土日祝日を除く平日で7日とする。

※ただし、1月と5月は市とS P Cが協議し確定する。

※通知期間は、土日祝日を除く平日で10日とする。

第5.減額

1. 基本的な考え方

市は、年に4回、それに先立つ四半期にかかる事業評価を行い、サービス対価の減額の措置が必要であると判断した場合には、減額措置を行うことができる。

2. 事業評価の実施

市は、年に4回、病院職員にて構成されるモニタリング委員会を開催し、事業評価を実施する。事業評価では、PFI法に基づき、事業契約の締結により契約した事業者（以下「PFI事業者」という。）が提供するサービスに対するモニタリングが確実に実施され、サービス水準が適正に確保されているか、モニタリングの内容が適切であるかの確認を行う。

減額の対象となる事由が発生している場合、減額の可否を検討し、市は、当該対象業務の減額を行うことができる。

SPCは、市から要求を受けた場合、または自ら必要と判断した場合、モニタリング委員会に出席し、減額の対象となった業務についての説明を行うことができる他、減額の妥当性について異議がある場合には、申し立てを行うことができるものとする。

3. サービス対価の減額方法

PFI事業者の責めに帰すべき事由により、PFI事業者の提供するサービスが業務要求水準を満たしていない場合、次の方法によりサービス対価の減額を行うことができる。

(1) 施設の利用可能性（アベイラビリティ）に基づく減額

(2) パフォーマンスに基づく減額

なお、(1) 施設の利用可能性（アベイラビリティ）に基づく減額を行った場合、同一の事由で、(2) パフォーマンスに基づく減額は行わないものとする。また、減額の規定は、市のSPCに対する損害賠償請求を妨げるものではないが、市は、SPCに対し減額の原因になった事由により生じた損害を請求する場合、減額分については重ねて請求しないものとする。

4. 施設の利用可能性（アベイラビリティ）に基づく減額

(1) 減額の対象

市は、PFI事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用可能でない場合、当該業務をサービス対価の減額の対象とする。

ただし、予め市の承認を得た修繕その他の作業中などにより、施設が利用できない場合においては、アベイラビリティによる減額は行わない。

(2) 減額の内容

市はSPCに対し、以下の計算式に基づき、サービス対価の減額を行う。

なお、システムの利用可能性に基づく減額を行った場合、同一の事由で、施設の利用可能性に基づく減額は行わないものとする。

① 施設の利用可能性に基づく減額

【算定式】

施設の利用可能性に基づく減額

$$= (\text{利用不可能と判断された施設の面積}) \div (\text{施設全体の延べ面積: } 40,470.38 \text{ m}^2) \\ \times 80 \times (\text{利用不可能時間}(*1)) \\ \times (\text{施設に関連する業務のサービス対価の日額相当の総計}(*2) \div 24)$$

*1 市が利用不可能な状態であると認めた時点から利用可能と認めた時点までをいう。なお、利用不可能となった時点は、市がSPCに対して通知する。

*2 以下の業務にかかる1年間のサービス対価を総計し365で除した値。

- ・ 設備管理業務
- ・ 環境衛生管理業務(環境測定業務)
- ・ 医療ガスの供給設備の保守点検業務
- ・ 清掃業務

② システムの利用可能性に基づく減額

市は、PFI事業者の責めに帰すべき事由により、総合医療情報システム及び部門システムの全部又は一部が利用可能でない場合、当該業務サービス対価の減額の対象とする。

【算定式】

システムの利用可能性に基づく減額

$$= (\text{利用不可能と判断された端末の台数}) \times (\text{利用不可能時間数} - \text{猶予時間}) \\ \times (1 \text{ 端末あたりの減額金額})$$

システムの減額金額、猶予時間については、以下のとおりとする。

猶予時間とは、システムの再起動等、システムの再稼動に要した時間（システム障害の復旧作業終了時から市が利用可能と認めるまでの時間）をいう。ただし、同様の事象が複数回発生した場合には当該事象に対しての猶予時間を短縮することがある。

時間帯		減額金額	猶予時間
平日	8 時－20 時	H1 円	1 時間
	20 時－8 時	H2 円	3 時間
休日	24 時間	H3 円	3 時間

5. パフォーマンスに基づく減額

市は、モニタリングなどにより P F I 事業者の業務が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、市は S P C に対して業務の改善・復旧を行うよう業務改善勧告や業務改善命令を行うとともに、当該業務について減額ポイントを付与し、毎月計上する。市は、毎月計上された減額ポイントを加算し、3 か月ごとに事業評価を実施した上で、3 か月分の減額ポイントが一定値に達している場合には減額を行うことができる。減額ポイントは、事業評価を行った後にリセットされ、再び 0 ポイントより加算される。

当該業務が本契約に定める業務要求水準を満たしていない場合は、以下に示すレベル 1 からレベル 3 の状態に分類される。

- ・ レベル 1：病院の運営にあたって重大な支障があると認められる場合
- ・ レベル 2：医師・看護師・患者・患者以外の利用者・病院職員等に対して著しいサービスの低下が認められる場合
- ・ レベル 3：医師・看護師・患者・患者以外の利用者・病院職員等に対して軽微なサービスの低下が認められる場合

(1) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、モニタリングを経て、業務に対応する当該支払対象期間の減額ポイントを確定する。

レベル	減額ポイント
レベル 1	病院の運営にあたって重大な支障があると認められる場合 各項目につき 20 ポイント
レベル 2	医師・看護師・患者・患者以外の利用者・病院職員等に対して提供されるサービスの著しい低下が認められる場合 各項目につき 5 ポイント
レベル 3	医師・看護師・患者・患者以外の利用者・病院職員等に対して提供されるサービスの軽微な低下が認められる場合 各項目につき 2 ポイント

なお、以下の場合については、減額ポイントが加算される。

事態	減額ポイント
業務改善命令が発令された場合	対象業務につき 20 ポイント
業務改善勧告または業務改善命令の発令後、1 週間以内に業務改善計画が市に提出されなかった場合	対象業務につき 20 ポイント

注：提出期間は、土日祝日を除く平日で 7 日以内とする。ただし、1 月と 5 月は市と S P C が協議し確定する。

(2) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる事態と認められたとしても、以下に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ① やむを得ない事由により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に市に連絡があった場合。
- ② P F I 事業者の責めに帰さない事由によって減額の対象となる事態が生じた場合

(3) 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は、3 か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って各業務に係る対価の減額幅を定め、減額対象業務の 3 か月分のサービス対価を乗じることで当該支払対象期間の減額金額を決定し、3 か月分の減額ポイント及び減額金額を S P C に通知する（減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。）。

減額金額＝各業務に係る対価の減額率×減額対象業務の 3 か月分のサービス対価(*1)

3 ヶ月の減額ポイント合計	減額率の方法	減額の幅
20 ポイント未満	0 %	0 %
20 ポイント	0. 5 %	0. 5 %
21 ポイント以上 59 ポイント以下	1ポイント増えるごとに 0. 5 %減額	1 %～20 %
60 ポイント	21 %	21 %
61 ポイント以上 98 ポイント以下	1ポイント増えるごとに 1. 0 %減額	22 %～59 %
99 ポイント以上	—	60 %

(*1) 消費税を含まない。支払額は小数点第一位以下を四捨五入した金額とする。

第6.改善提案による措置

1. 基本的な考え方

市は、P F I 事業者の改善提案より定量的、定性的な改善効果が認められた場合に、P F I 事業者の貢献度をサービス対価に反映させるものとする。なお、インセンティブは、P F I 事業者の病院運営・経営に対する支援や貢献のプラスの部分の評価するものであり、業務要求水準を満たしていないなど、マイナスの評価については、本書及び事業契約書に定めるとおり業務改善要求措置やサービス対価の減額等の措置を講じる。

2. インセンティブの対象及び評価方法

インセンティブの付与に際しては、P F I 事業者の病院運営・経営に対する支援を重視するが、特に以下の3つの視点から病院事業に対するP F I 事業者の貢献を評価し、対価（報酬）の支払や表彰を行うこととする。

なお、インセンティブ付与の対象・方法の詳細は、別途、市及びS P Cの間で協議の上、定めることとする。

- (1) 病院の健全経営達成に対する貢献
- (2) 継続的なサービスの維持・向上に対する評価
- (3) 新規・改善提案の実施による「病院収益の向上」または「病院事業のコストの縮減」に対する貢献

第7.対価の改定及び変更

1. 技術革新等によるサービス対価等の見直し

市は、平成33年3月31日をもって、平成34年度に実績および技術革新等による本事業における費用縮減や業務効率化の可能性を調査し、その結果をもとにS P Cと協議を行い、サービス対価等の見直しを行う。その後は、5年に1回、同様の見直しを行う。見直しに伴う協議の結果、合意に達しない場合には、事業契約書（案）に定める手続に従い、当該業務について本事業の業務から除外するなどの措置をとる。

2. 物価変動に対する改定

下表の維持管理・運営業務について、事業契約締結時に市とS P Cの間で合意したサービス対価を基準額（締結後変更したものは変更後の基準額）とし、毎年度、以下の算式に従って次年度の対価を確定する。

改定の周期は1年に1回とし、12月1日時点で公表されている下表に示す指標を確認し、平成31年12月1日に公表されている価格指数と比べて、改定対象年度のサービス対価の改定を行う。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、改定額は円未満を四捨五入するものとする。

また、タイプBとしてサービス対価が算定される業務の中で検体検査業務の単価とタイプCとしてサービス対価が算定される業務の中で物品管理・物流管理（SPD）調達単価については、市とSPCは別途単価に係る見直しを行う。ただし、物品管理・物流管理（SPD）業務の管理運営費は物価変動に対する改定の対象とする。

募集要項等に記載の業務項目			使用する指標	算定方法
維持管理費	建設・設備維持管理業務	建設・設備維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」－設備管理(物価指数月報・日銀調査統計局) * 修繕業務については「建物物価指数」－建築費指数／標準指数／病院RC4,000 m ² （建設物価調査会）	改定率① 改定率②
		外構施設保守管理業務	「企業向けサービス価格指数」－設備管理(物価指数月報・日銀調査統計局) * 修繕業務については「建物物価指数」－建築費指数／標準指数／病院RC4,000 m ² （建設物価調査会）	改定率① 改定率②
		警備業務	「企業向けサービス価格指数」－警備管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	改定率①
		環境衛生管理業務	「企業向けサービス価格指数」－衛生管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
		植栽管理業務	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
運営費	病院運営業務（医療法に基づく政令8業務）	検体検査業務	別途協議する	〃
		滅菌消毒業務	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
		食事の提供業務	「企業向けサービス価格指数」－給食受託(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
		医療機器の保守点検業務	「企業向けサービス価格指数」－設備管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
		医療ガスの供給設備の保守点検業務	〃	〃
		洗濯業務	「企業向けサービス価格指数」－洗濯(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
		清掃業務	「企業向けサービス価格指数」－清掃(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃

募集要項等に記載の業務項目		使用する指標	算定方法
その他病院運営業務	医療事務業務	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
	物品管理・物流管理（SPD）業務	〃	〃
	医療機器類の管理業務	「企業向けサービス価格指数」－設備管理（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
	医療機器類の整備・更新業務	—	—
	什器・備品の整備・更新・保守管理・整備・更新業務	—	—
	総合医療情報システム等の運営、保守管理・整備・更新業務	「企業向けサービス価格指数」－情報処理・提供サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率①
	廃棄物処理関連業務	「企業向けサービス価格指数」－清掃（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
	院内保育施設の運営業務	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）	〃
	その他業務	〃	〃
	危機管理業務	〃	〃
	経営支援業務	〃	〃
	一般管理業務	〃	〃

計算式は以下のとおり。

改定率①（修繕・補修業務以外）の場合： $AP_t = AR_t \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{平成30})$

改定率②（修繕・補修業務）の場合： $AP_t = AR_t \times (BCCI_{t-1} / BCCI_{平成30})$

AP_t : t年度のA業務のサービス対価又は単価

AR_t : 事業契約締結時に定められたt年度におけるA業務のサービス対価

$CSPI_{t-1}$: (t-1)年度の12月1日時点で公表されている価格指数

$BCCI_{t-1}$: (t-1)年度の12月1日時点で公表されている建築費指数

※ CSPI : Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

※ BCCI : Building Construction Cost Index（建築費指数）

3. 業務内容・範囲の見直しに伴うサービス対価の見直し

事業開始後、関連法律が改正された場合、事業の規模に変更が生じた場合、及びその他一定の事由が生じた場合には、市は、S P Cに対し、随時その旨の通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービス対価の見直しを求めることができるものとする。